この事業は、地域の少子化対策の強化を目的として、婚姻に伴う新生活を支援することにより、経済的不安の軽減を図るため、新婚世帯に住居費や引越し費用などの一部を補助するものです。

**１．補助を受けられる夫婦**

　次の全ての要件を満たすご夫婦が補助を申請することができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 婚姻日 | 2025年3月1日～2026年3月19日 |
| 年齢 | 婚姻日に夫婦いずれも満39歳以下 |
| 住民登録 | 夫婦の双方または一方の住所が当該住宅の所在地にあること |
| 所得 | 直近の世帯合計所得が500万円未満※所得は直近の夫婦の所得証明書による※奨学金の返済をしている場合はその額を所得から控除 |
| 公的支援の有無 | 他の公的制度による家賃補助や生活保護法に基づく扶助を受けていないこと |
| その他 | 市税等を滞納していないこと過去にこの補助金の交付を満額受けていないこと暴力団関係者でないこと備前市に定住する意思があること |

**２．補助の対象となる経費**

　婚姻を機に、**2025年4月1日以降に支払った次の費用**のうち領収書等で支払いの事実が確認できる経費が対象です。（2025年1月1日から3月31日までに支払った経費は対象外です）

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅の取得費用 | 新築、建売、中古住宅 |
| リフォーム費用 | 住宅の機能維持または向上を図る修繕、増築、改築、設備更新など※倉庫など住宅以外の工事、外構工事、家電の購入設置等は対象外 |
| 住宅賃借費用 | 賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料※住宅手当を受けている場合はその額を差し引く |
| 引越し費用 | 専門業者を利用した引越し |

**３．補助金額**

　補助対象経費額のうち、婚姻日の夫婦の年齢に応じた上限額までを補助します。

・夫婦のいずれもが39歳以下の新婚世帯　最大30万円

・夫婦がいずれもが29歳以下の新婚世帯　最大60万円

**４．申請期間**

　2026年3月19日まで　**※予算が無くなり次第終了**

**申請の流れと提出書類　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・**

**１．交付申請**　　　2026年3月19日までに次の書類を揃えて申請してください。

**※太字下線（グレー）の書類は指定様式をご利用ください。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ☑ | 必ず提出するもの | **①補助金交付申請書（様式第１号）**②婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本③ご夫婦両名の**直近の**所得証明書**④アンケート****⑤夫婦の両立UPシェアチャート****※岡山県が実施する「新婚世帯ライフデザイン講座」を受講した後に作成するチャートです。****C:\Users\01116\AppData\Local\Microsoft\Windows\INetCache\Content.Word\QR_ライフデザイン.png詳しくは下記サイトをご覧ください。****https://up-kouza.com/　➡** |
| □ | 貸与型奨学金を返済している場合 | ⑥貸与型奨学金の返済額がわかる書類（奨学金返還証明書など） |
| □ | 住宅の購入費用を申請する場合 | ⑦物件の売買契約書の写し⑧支払いの事実が分かる書類（領収書の写しなど） |
| □ | リフォーム費用を申請する場合 | ⑨工事請負契約書又は請書⑩工事内容と金額が確認できる明細書の写し⑪支払いの事実が分かる書類（領収書の写しなど） |
| □ | 住宅の賃貸費用を申請する場合 | ⑫物件の賃貸契約書の写し**⑬住宅手当支給証明書（様式第2号）**⑭支払いの事実が分かる書類（領収書の写しなど） |
| □ | 引越し費用を申請する場合 | ⑮支払いの事実が分かる書類（領収書の写しなど） |

**２．交付決定**　　　交付申請書の内容を審査し、補助金金額と交付を決定します。

　　　　　　　　　　補助金交付決定通知書・・・市から申請者あてに通知

**３．補助金請求**　　決定した補助金額の請求書を提出してください。

　　　　　　　　　　⑱**補助金請求書（様式第7号）**

**４．補助金の交付**　指定された口座に補助金を支払います。

申込・問合せ先

　　〒705-8602　備前市東片上126番地

　　備前市 産業建設部 都市計画課 空家・住宅政策係

　　TEL：0869-64-2225　MAIL：bzijuu@city.bizen.lg.jp